

国土審議会運営規則（平成 13 年 3 月 15 日国土審議会決定）の改正について

1．改正の目的

今回の国土審議会運営規則の改正は、三大都市圏整備分科会及び各地方開発分科会を廃止する政令(国土審議会令)の改正に対応して、所要の規定の整備を行うことを目的とする。

2．改正の概要

分科会の廃止に対応して、現在の分科会の専決規定に例外として挙げられている 7 分科会の名称を削除（第 7 条第 2 項関係）。

○ 国土審議会運営規則（平成十三年三月十五日国土審議会決定）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（分科会） 第七条（略） 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。 3 5 （略）	（分科会） 第七条（略） 2 分科会（首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。）の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。 3 5 （略）

国土審議会運営規則（案）

平成 13 年 3 月 15 日国土審議会決定

最終改正 平成 17 年 12 月 日国土審議会決定

（趣旨）

第 1 条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）及び国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第 2 条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

第 3 条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第 4 条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第 5 条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会への意見聴取）

第 6 条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会

（第 7 条第 1 項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

（分科会）

第 7 条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

- 2 分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
- 3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
- 4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
- 5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第8条 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則(平成13年3月15日国土審議会決定)

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

附則(平成17年12月 日国土審議会決定)

改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第 号)の施行の日から施行する。